|  |
| --- |
| 資料　５ |

分 収 契 約 変 更 業 務

（分収林等施業転換推進事業）

１　造林事業の施業方針と分収造林契約期間延長

　　公社造林事業の施業方針も、当初計画の一般材生産を目的とした標準伐期齢で主伐を行なう標準施業から、森林の持つ公益的機能の維持、大径材生産を目的とした長伐期施業へと施業方針を変更し、その後、将来にわたる公益的機能の発揮を目的に長伐期・針広混交林施業への転換を図ることとした。

　　また、施業方針の変更に伴い、分収造林事業の基礎となる分収造林契約期間についても、当初の50か年契約、10か年の期間延長（50か年契約の一部）を経て、現在は、平成29年度から国庫補助事業の「分収林等施業転換推進事業」の採択を受け、当初契約から90か年の契約期間延長等に取り組んでいる。

　　なお、長伐期・針広混交林施業への転換に向けた施業基準の指針については、検討会を立上げ取りまとめていく。

２　分収林等施業転換推進事業の目的

公社が管理している分収林の針広混交林化への施業転換・契約期間延長につい

て、森林所有者との合意形成を図ること、及び、森林整備推進のためJ-クレジット制度活用による企業等からの外部資金の導入を図るための調査、クレジット販売促進を行う。

1. 事業内容

ア　契約期間延長への取組み

* + 世代交代等に伴う分収林契約者の確認及び針広混交林化に向けての期間延長

の意向調査により、80年伐期・契約期間90か年の変更契約を進めている。

・　平成29年度からの取組みであるが、令和6年度からは、変更契約の未契約者である所在不明者の探索や未回答者、不同意者を対象に再調査を行い、変更契約の進捗度を高めることに努めている。

しかし。変更契約の達成状況は66％に留まっており、契約者の事情や考え方の相違で同意を得るのに時間を要し、契約変更件数は伸び悩んでいる。

　　イ　新たな収益確保の取り組み

　　・　カーボンオフセット事業で実施する収益確保のためのクレジット販売促進と企業との連携協定により契約地の整備を進めるためのモニタリング調査について、新たに当事業の助成対象として取り組んできた。

　　・　令和6年度は、クレジットの販売促進のため、イベントによる普及活動を行うとともに、㈱エネオスとの協定によるクレジット発行のため、村上・津川・新潟管内の公社造林地86か所のモニタリング調査を実施してきた。

　　・　令和7年度には、クレジットの発行を目指し、モニタリング報告書の作成と審査機関による検証に取り組み、森林整備等に供する収益確保につなげる。

３　契約期間延長に伴う地上権の変更登記

　　契約期間変更契約地について、順次、地上権変更登記を進める。（相続未登記、契約者の高齢化で登記事務に時間を要することも想定される。）